

大田区児童相談所 基本構想・基本計画 <概要版>

子ども文教委員会
平成29年6月10日・19日
こども家庭部 資料と審
所員・子育て支援課

第1章 案定の目的

大田区は、改正児童福祉法の理念に則り、区内に最も寄近を行政の悩みを活かし、問題を抱える家庭の早期発見に努めるとともに、直立に際め切れ目なく支援を行うために、次の施行後5年を目標とし、区が運営・管理する児童相談所の設置を目指しています。本基本構想・基本計画においては、区としての児童相談所のあり方を明確にするとともに、設計・建設・開設運営に向けた課題を抽出し、直指す児童相談所を整備するための様々な条件を整理することを目的とします。

策定にあたっては、児童相談体制のあり方や、職員の報酬と人材育成などソフト的な条件と、開設整備に関するハード的な条件を並列し、より着実な児童相談行政の推進に向けた考え方を示すものとします。

児童相談行政に係る現状・課題

子ども家庭支援センター、品川児童相談所（東京初の一時保護所を含む）の各施設の現状から、大田区で児童相談所を設置するにあたって、以下のようないくつかの課題があげられます。

- 虐待の相談件数が年々増加しており、迅速な対応を求められるケースが増加している。
- 子ども家庭支援センターは、虐待された児童を保護して保護する権限を有しておりますが、基盤で緊急対応を行うことができる範囲が制限されている。
- 品川児童相談所に一時保護所がなく、離れた地域での措置となるため、隣接した他のまちなかケアを行ううえで不都合が認められる。
- 子ども家庭支援センターと品川児童相談所のそれぞれが虐待に関する相談を受けており、対応範囲が区間に分かれににくい。

また、児童相談所が私的であり、子ども家庭支援センターと離れていることから、子どもの状況の変化に合わせた相手に行き来うまで、時間かかる場合があります。これらの課題を踏まえて、相談の整備を検討します。



図 子ども家庭支援センターと品川児童相談所の現状の関係性

大田区児童相談所基本方針

区では、児童相談行政による現状・課題及び開設計画を踏まえ、区として児童相談所を設置することとします。

- 【目指す姿】
「児童虐待の早期発見と早期対応による児童の安全確保」
「一児につき2つ以上の子どもが同時に相談依頼を相次ぎ、おおむねの子どもを対応します」

運営方針

- 子ども家庭支援センターを児童相談所の旗艦により創設された「南区町村子ども家庭総合支援機構」として整備し、機能の強化を図る。
- 子どもたちの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するためには、子ども家庭支援センターが持ってきた児童虐待相談機能と児童相談所を統合する。
- 2つの施設を統合した施設を「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」として一括的に運営する。



図 児童相談所設置後の体制

3つの視点

「直指す姿」を実現するための取組み方針として、「3つの視点」を定めます。

- 子ども家庭支援センターの機能を最大限活用した一児につき2つ以上の児童虐待の早期発見
- 開設構造との連携により未然防止に着眼を置いて虐待への対応
- 安全安心な施設を基盤としたあらゆる子ども家庭相談の実現

組うべき機能

● 南区町村子ども家庭総合支援センターは、虐待の未然防止に向けて、次の機能を担います。

- お子様で児童虐待等にかかる場合は、
● 動機付ける
● 対応する
● 支援する
● 着目する
● 対応する
● 防止する
● 目的・機会
● 対応する
● 対応する

● 児童相談所は、専門的な知識及び技術を蓄する次の相談に応じ、調査・診断・判定及び援助を行います。

- 相談相談
(虐待・養育困難等)
- 非行問題
(児童暴力・松葉病院等)
- 育成相談
(不育性・妊娠等)
- その他相談
(就労問題・夫婦問題等)
- はじめ相談



大田区児童相談所

基本構想・基本計画

平成 30 年 3 月

大田区

I 基本構想	1
1 はじめに	1
2 策定の目的	1
3 児童福祉法の改正と上位計画について	2
3.1 児童福祉法の改正	2
3.2 上位計画	3
4 児童相談所開設に向けた現状と課題の整理	4
4.1 児童相談行政に係る現状	4
4.2 児童相談所開設に向けた課題	12
5 基本方針	13
5.1 大田区児童相談所が目指す姿	13
5.2 児童相談所運営方針	13
5.3 候補地の方針	21
5.4 施設方針	22
5.5 施設整備スケジュール	24
II 基本計画	25
1 計画条件	25
1.1 施設整備条件	25
1.2 施設計画	26
1.3 関係法令	28
2 配置計画案	29
2.1 モデルプラン	29
2.2 課題の抽出	33

1 基本構想

1 はじめに

大田区（以下、「区」という。）の人口は70万人を超え、東京23区内でも3番目に多い大規模な自治体です。現在、子ども家庭支援センター（大森、洗足池、蒲田、六郷）で受ける相談件数は年々増加の傾向にあり、平成28年度実績では2,500件を上回っています。なかでも虐待に関する養護相談においては、直近の3年間で528件（H26）、578件（H27）、776件（H28）と急激に増加しています。このような切迫した背景を踏まえ、子どもの権利¹⁾を守り、その家庭の抱える問題や不安などを支援することが早急の課題となっています。

平成28年5月には改正児童福祉法が成立し、特別区においても児童相談所を設置できることとなり、区は子どもと家庭の支援体制を強化するため、児童相談所の設置を目指すこととしました。このことから、区では、「おおた未来プラン10年（後期）」に基づく「大田区実施計画」においても、児童相談所の早期設置を掲げて、品川児童相談所等への実務派遣研修及び子ども家庭支援センターの体制強化等に取り組んでいます。

本基本構想・基本計画は、児童相談行政を取り巻く様々な課題と、大田区の地域特性を踏まえた児童相談所設置のための基本的な考え方をまとめたものです。

2 策定の目的

区は、改正児童福祉法の理念に則り、区民に最も身近な行政の強みを活かし、問題を抱える家庭の早期発見に努めるとともに、自立に向け切れ目なく支援を行うために、法の施行後5年を目途とし、区が運営・管理する児童相談所の設置を目指しています。本基本構想・基本計画においては、区としての児童相談所のあり方を明確にするとともに、設計・建設・開設運営に向けた課題を抽出し、目標す児童相談所を整備するための様々な条件を整理することを目的とします。

策定にあたっては、児童相談体制のあり方や運営方針、職員の確保と人材育成などソフト的な条件と、施設整備に関するハード的な条件を整理し、より着実な児童相談行政の推進に向けた考え方を示すものとします。

¹⁾ 子どもの権利条約：子どもの人権を尊重及び確保するために定められた条約。18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について詳説。日本は1994年に批准している。

（出典：外務省HP）

児童福祉法の改正と上位計画について

3.1 児童福祉法の改正

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布（平成28年6月3日）されました。児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずるものとされています。

改正の主な内容は、以下のとおりです。

表 1-3-1 児童福祉法の主な改正内容

1 児童福祉法の理念 の明確化	<ul style="list-style-type: none">■児童の福祉を保障するための原理の明確化■家庭と同様の環境における養育の推進■国・地方公共団体の役割・責務の明確化■しつけを名目とした児童虐待の防止
2 児童虐待の発生予防	<ul style="list-style-type: none">■子育て世代包括支援センター^①の法定化■支援を要する妊婦等に関する情報提供■母子保健施策を通じた虐待予防等
3 児童虐待発生時の 迅速・的確な対応	<ul style="list-style-type: none">■市町村における支援拠点の整備■市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化■児童相談所設置自治体の拡大■児童相談所の体制強化■児童相談所の権限強化等■通告・相談窓口等
4 被虐待児童への 自立支援	<ul style="list-style-type: none">■親子関係再構築支援■里親委託等の推進■18歳以上の者に対する支援の継続

この法改正により、政令で指定する特別区も、児童相談所を設置することができる（児童福祉法第59条の4第1項）こととなり、これを受けた区では、児童相談所の設置に向けた検討を進めています。

^① 改正児童福祉法において、「市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する『子育て世代包括支援センター』（母子保健法上の名称は『母子健康包括支援センター』）を設置するよう努めるものとする」と規定された。

3.2 上位計画

区は、大田区基本構想に掲げる将来像の実現に向けて「おおた未来プラン10年（後期）」を策定し、その子ども家庭支援分野の目標達成に向け、個別計画として「おおた子ども・子育てかがやきプラン」を定め、施策を展開しています。その中で、子どもと家庭の支援施策に関しては、次のように記しています。

おおた未来プラン 大田区の計画 第二回
地域力が市民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市おおた

基本目標 1 地域における子育て支援体制を充実します

【個別目標1-1】未来を拓き地域を担う子どもを。みんなで育むまちにします

施策 1 安心して子どもを産めるまちをつくります
②子どもを生み育てる世代への支援

施策 2 子どもが健やかに育むまちをつくります
②子育て相談・養育環境の整備 ③地域における子育て支援体制の充実

のびのびと成長する子どもを見守ります
施策 4 ①子どもの権利の確保 ②親子のふれあい、交流の場づくり
③放課後の安全な居場所づくり ④青少年の健全育成

基本目標 1 地域における子育て支援体制を充実します

①子育て家庭に対する相談体制の充実
②子育て情報の充実
③子育て家庭の地域交流の促進
④子育てをサポートする地域のネットワークの充実

おおた
子ども・子育て
かがやきプラン

基本目標 6 特に支援を必要とする子どもと家庭をサポートします

①ひとり親家庭への支援
②児童虐待の予防及び被虐待児と家庭への支援
③障がい児と家庭への支援
④外国人家庭への支援

また、「おおた未来プラン 10 年（後期）」の実施計画である「大田区実施計画」においては、児童相談所の早期設置に向け、設置工事や運用体制の構築、関係機関との調整といった具体的な取組みについて、平成 31 年度までの年度別計画を定めています。今後は、法の理念や上位計画との整合を図りながら、本基本構想及び基本計画により、児童相談所の設置を推進してまいります。



4.1 児童相談行政に係る現状

4.1.1 大田区子ども家庭支援センターの現状

区では、子ども及び家庭を対象とした総合的な子育て支援により、子どもの健全な育成に寄与することを目的に条例を制定し、従来型¹⁾の子ども家庭支援センターを設置しました（平成14年）。その後、児童福祉法の改正により区市町村の役割が明確化され、虐待通告先として区が追加されたことから、虐待通告の窓口を先駆型²⁾の子ども家庭支援センターとして位置付けました（平成16年）。また、平成19年に設置した大田区要保護児童対策地域協議会³⁾の調整機関にも指定し、警察や医療機関をはじめとする関係機関の事務局を担っています。

区では、図1-4-1に示すとおり分室も含め4か所の子ども家庭支援センターを整備しています。

- キッズな大森：大森北4-16-5
- キッズな洗足池：上池台2-35-18
- キッズな蒲田：西蒲田7-49-2 社会福祉センター2階
- キッズな六郷：仲六郷2-44-11 六郷地域力推進センター3階



図 1-4-1 子ども家庭支援センター所在地

- 1) 下記の業務を実施できる子ども家庭支援センター。
 - ・子ども家庭総合ケースマネジメント事業（総合相談、子ども家庭在宅サービス等の提供・調整、サービスの調整）
 - ・地域組織化事業
 - ・在宅サービス基盤整備事業
 - ・専門性強化事業（心理的ケアの取り組み）
- 2) 従来型に加え、下記の業務を実施できる子ども家庭支援センター。
 - ・要支援家庭サポート事業（見守りサポート事業、養育支援訪問事業）
 - ・専門性強化事業（虐待対応の強化）
- 3) 被虐待児童だけでなく、保護や支援を要する子どもの早期発見と早期対応を目的とし、児童福祉法第25条の2の規定に基づき設置される。区では学校、保育園、福祉事務所、保健所、医療機関、警察署、児童相談所など、子どもに関わる様々な機関によって構成されている。

子ども家庭支援センターでは、子どもや家庭の抱える問題や不安、悩みについて地域で早期に対応することにより複雑化・深刻化を防ぎ解決に取り組むとともに、区民との協働のもとに地域の相互援助活動を推進することによって、表1-4-1に示す子ども及び家庭を対象とした総合的な子育て支援を行っています。

表 1-4-1 子ども家庭支援センター実施業務

■ 子どもと家庭に関する総合相談（地域子育て支援拠点事業）
■ 子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）
■ ファミリー・サポートおおた（ファミリー・サポート・センター事業）
■ 一時預かり事業・定期利用保育事業（保育所等における一時預かり事業）
■ ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業（子育て短期支援事業）
■ 養育支援家庭訪問事業
■ 子育て力向上支援事業
■ 地域子育てネットワーク
■ 児童虐待対策
■ 児童虐待防止ネットワーク

平成28年度に、子ども家庭支援センターで受理した相談件数は2,555件であり、相談件数は年々増加しています。また、虐待に関する相談の割合が30%であり、相談受理件数全体のうちで大きな割合を占めています。

表 1-4-2 内容別相談数（大田区）

相談内容	相談件数		
	H26	H27	H28
養護（虐待）	528	578	776
養護（その他）	131	442	578
保健	48	48	49
障害	26	10	12
非行	7	1	4
育成	290	234	208
その他	924	852	928
合計	1,954	2,165	2,555
虐待相談件数の割合	27%	27%	30%

出典：大田区調べ



図 1-4-2 虐待に関する相談の割合

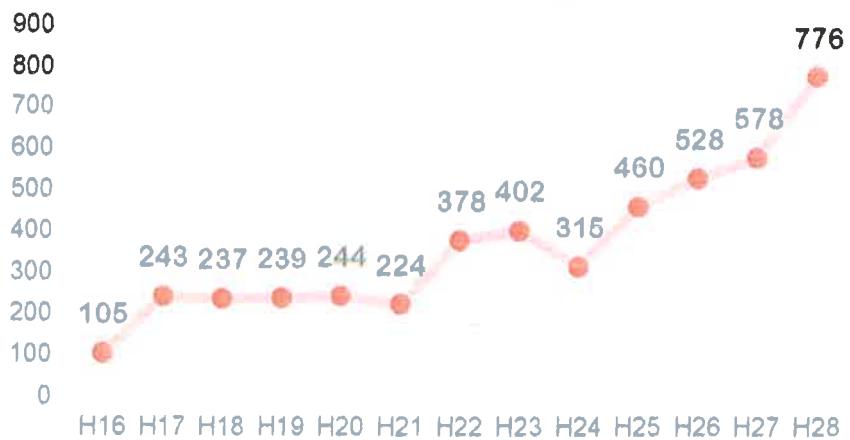
また、子ども家庭支援センター（4か所）における虐待に関する相談件数の推移をみると、増加傾向にあり、開設当初の平成16年と比較すると、約7.4倍に増加しています。

表 1-4-3 子ども家庭支援センターにおける虐待に関する相談件数

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
105	243	237	239	244	224	378	402	315	460	528	578	776

出典：大田区調べ

図 1-4-3 子ども家庭支援センターにおける虐待の相談件数の推移（件）



4.1.2 児童相談所の現状

品川児童相談所は、東京都内に11か所ある児童相談所のひとつであり、大田区、品川区、目黒区を管轄し、昭和24年6月に、東京都で7番目の児童相談所として開設しました。開設当初は一時保護所が併設されていましたが、昭和38年に改築した際、一時保護所を廃止しています。

所 在 地：〒140-0001品川区北品川3-7-21

轄 地 域：品川区、目黒区、大田区

交 通：京浜急行線新馬場駅

設 年 度：昭和24年6月

建物面積: 935.31 m²

(出典: 東京都児童相談所 事業概要 2017年(平成29年)版)



図 1-4-4 品川児童相談所所在地

現在、品川児童相談所では、相談業務、調査、診断業務、里親業務などを行っており、常勤職員、非常勤職員を合わせた49名が配置されています。

表 1-4-4 職員の配置状況（平成29年4月1日現在）

常勤職員	事務（8名）、福祉（20名）、心理（9名）
非常勤職員	虐待対応協力員（2名）、虐待対応強化専門員（2名） 医療連携専門員（1名）、精神科医師（1名） 非常勤弁護士（1名）、家庭復帰支援員（1名） 養育家庭専門員（1名）、支援事務職員（2名）、業務事務員（1名）
合計	49名

出典：東京都児童相談所 事業概要 2017年（平成29年）版

表1-4-5に示すとおり、平成28年度に品川児童相談所で受理した相談件数は、2,345件であり、相談件数は年々増加しています。また、虐待に関する相談が1,215件であり、全体の52%と最も多い相談内容となっています。過去10年の虐待に関する相談の割合をみても増加傾向にあり、平成19年と比較すると、約2.5倍に増加しています（図1-4-5）。

表 1-4-5 内容別相談数（品川区、目黒区、大田区）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
養護 虐待	298	266	320	582	536	468	588	678	894	1,215
養護(その他)	196	226	201	232	230	272	214	218	226	261
保健	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0
障害	528	486	542	522	447	454	434	427	463	414
非行	110	149	120	126	125	141	127	143	131	188
育成	200	224	215	201	218	196	183	143	129	120
その他	120	123	180	133	114	115	107	135	146	147
合計	1,452	1,474	1,578	1,796	1,670	1,648	1,853	1,745	1,989	2,345
虐待相談件数の割合	21%	18%	20%	32%	32%	28%	36%	39%	45%	52%

出典：東京都児童相談所 事業概要 2017年（平成29年）版

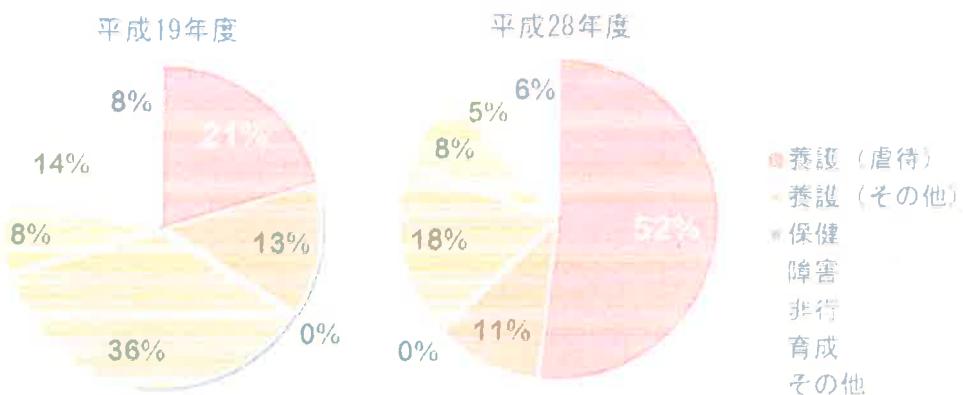


図 1-4-5 虐待に関する相談の割合（平成19年度・平成28年度）

次に、表1-4-6に品川児童相談所における虐待に関する相談件数のうち、平成28年度の大田区管轄の相談件数は672件であり、平成19年と比較すると約4.5倍に増加しています。

表 1-4-6 品川児童相談所における大田区の虐待に関する相談件数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
大田区	149	167	189	360	337	262	327	389	472	672
品川児童相談所 全体	298	266	320	582	536	468	588	678	894	1215
大田区の 割合	50%	63%	59%	62%	63%	56%	56%	57%	53%	55%

出典：大田区調べ

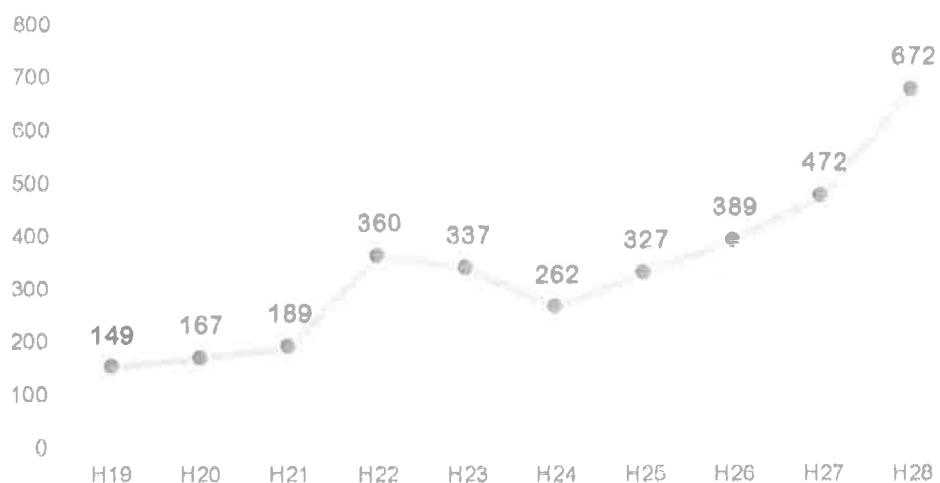


図 1-4-6 品川児童相談所における大田区の虐待に関する相談件数の推移（件）

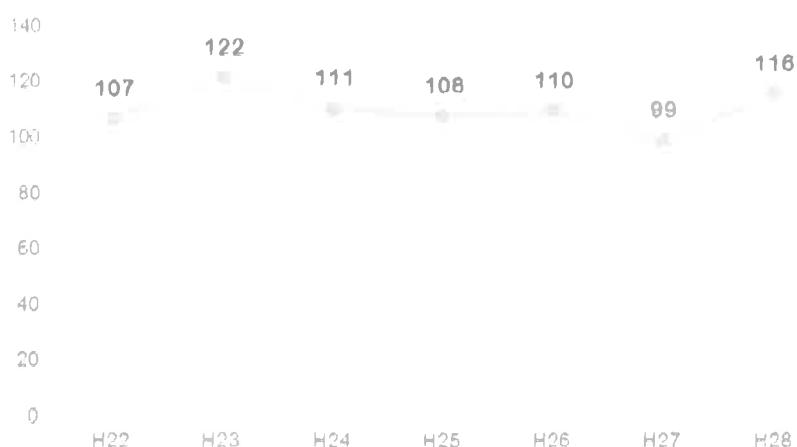
東京都には、7か所の一時保護所が設置されています。平成22年から平成28年までの大田区の児童が一時保護された件数の推移をみると、約100件から120件の間で横ばいとなっています。

表 1-4-7 品川児童相談所における大田区の児童が一時保護された件数

		1	2	3	4	5	6	7	8
大田区	一時保護件数	107	122	111	108	110	99	116	
	虐待内数	67	85	63	55	58	58	76	
品川児童相談所 全体	一時保護件数	172	168	168	162	172	164	181	
	虐待内数	97	104	95	85	98	93	118	

出典：大田区調べ

図 1-4-7 品川児童相談所における大田区の一時保護件数の推移（件）



4.1.3 参考事例

全国における児童相談所の事例から、検討すべき参考点を抽出しました。

表 1-4-8 参考事例

	参考事例
A 児童相談所	<ul style="list-style-type: none">・一時保護所は、間仕切りにより男女が区別できる構造・一時保護所の建物は、家庭的雰囲気を出すため木材を使用・子どもや保護者が安心して相談を行えるよう、光を取り入れる窓を多用・サイズ別の備品（洋服・毛布・布団等）を収納できる、広い倉庫スペースを設備
B 児童相談所	<ul style="list-style-type: none">・相談しやすい雰囲気づくりとして、受付から事務室の様子が見られる配置・食堂を小学生の学習室として利用・小中高エリアと幼児エリアとを分離して配置・幼児エリアに小さいトイレの設置・プレイルームを年齢別に2ヶ所整備・面接時のトラブルに備え、面接室と事務室を近い位置に設置
C 児童相談所	<ul style="list-style-type: none">・入所者の特性に沿った保護を実施するため、幼児・男児・女児の3ブロックに分けている・一時保護所の入り口は児童相談所と別に確保
D 児童相談所	<ul style="list-style-type: none">・静養室は、緊急入所や個別対応にも利用・室内、室外に洗濯物干し場を確保
E 児童相談所	<ul style="list-style-type: none">・内装は気持ちが落ち着くような色、子どもに優しい色を使用・プライバシー保護のため、駐車場から施設入り口まで目隠しを設置・一時保護所の居室等に鏡面ガラスを使用

4.2 児童相談所開設に向けた課題

児童相談所の整備を進めるにあたり、各施設の現状とこれまでの協議から課題を整理しました。

4.2.1 各施設の現状を踏まえた課題の整理

子ども家庭支援センター、品川児童相談所（東京都の一時保護所を含む）の各施設における概要や運営体系から、大田区で児童相談所を開設するにあたっての課題を抽出しました。

- 品川児童相談所での相談件数が年々増加しており、その約6割が大田区の案件となっている。
- 特に、虐待の相談件数の増加が顕著であり、迅速な対応を求められるケースが増加している。
- 子ども家庭支援センターは、虐待された児童を家族から離して保護する権限を有しておらず、単独で緊急対応を行うことができる範囲が制限されている。
- 品川児童相談所に一時保護所がなく、離れた地域での保護となるため、保護した後のきめ細かなケアを行ううえで不便さが認められる。
- 子ども家庭支援センターと品川児童相談所のそれぞれが虐待に関する相談を受けており、対応機関が区民に分かりにくい。

4.2.2 全体（各施設の関係）としての課題の整理

子ども家庭支援センター、品川児童相談所及び一時保護所の各施設における関係性は図1-4-8に示すとおりです。各施設の関係性や運営体系から、大田区で児童相談所を開設するにあたっての全体からみた課題を抽出しました。



図 1-4-8 大田区子ども家庭支援センターと品川児童相談所の現状の関係性

- 児童相談所が区外にあり、子ども家庭支援センターと離れていることから、子どもの状況の変化に合わせた細かな対応を行ううえで、時間がかかる場合がある。
- 子どもの処遇について、区と児童相談所とで判断が異なる場合がある。

これらの課題を踏まえて、施設の整備を検討します。

5.1 大田区児童相談所が目指す姿

区は、長期基本計画である「おおた未来プラン10年（後期）」に基づき、のびのびと成長する子どもを見守るための施策を実施してきました。また、「大田区実施計画」においては、子どもの権利を守る支援体制・拠点機能の整備に向け、児童相談所の早期設置により、子どもと家庭の支援体制の強化を目指すことを、今後の施策展開の一つとして位置付けました。

こうした関連する計画を踏まえ、区として児童相談所を設置することとし、その「目指す姿」を次のように定めます。

【目指す姿】

一元的かつ総合的な子ども家庭支援体制を構築し、
おおたの子どもを守ります

5.2 児童相談所運営方針

5.2.1 地域に根ざした児童相談所に向けて

東京都では、区市町村が設置している子ども家庭支援センターを児童相談の第一義的窓口とともに、児童相談所を専門性の高い困難事例の対応窓口とする役割分担をしています。しかし、児童相談所が区外にあり、区の子ども家庭支援センターと離れていることから、迅速な対応などに課題も認められます。

このことから、大田区の子どもたちの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するために、まずは子ども家庭支援センターが担ってきた児童虐待相談機能を、児童福祉法の改正により規定された「市区町村子ども家庭総合支援拠点」（以下「支援拠点」という。）として整備し、虐待対応の強化を図ります。このことで、在宅における子どもと家庭の支援に向け、必要なサービスや地域の社会資源を有機的につなげていきます。

その上で、児童相談所を区に設置することに併せ、支援拠点の機能とを統合し、その施設を「（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター」として一体的に整備します。

これらにより、児童虐待対応としての「家庭への介入」と、虐待防止に向けた養育困難家庭への「在宅支援」の両面を併せ持つ、一元的かつ総合的な子ども家庭支援体制を構築し、福祉や保健、教育等の行政機能や地域の関係機関と連携した、切れ目のない一貫した支援を行ってまいります。

なお、「（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター」の設置に当たっては、母子保健法に基づき設置の検討が必要とされる子育て世代包括支援センターとの緊密な連携や、既存の地域子育て支援施策の再構築などと併せ、複合的な検討を進めていきます。

従来の東京都児童相談所の持つ役割をさらに充実し、基礎自治体である区ならではの、地域に根ざした新たな児童相談所の設置につなげていきます。

5.2.2 機能整備の方向性

新設する「(仮称) 大田区子ども家庭総合支援センター」では、児童相談行政を一元的かつ総合的に実施することで、専門的な相談案件へ対応し、児童相談所と子ども家庭支援センターの二つの機関に見られる都と区の二元体制によるタイムラグを解消し、迅速に対応します。

児童相談行政の一元化として、品川児童相談所における虐待対応・児童福祉・管理・心理指導の機能と、既存の子ども家庭支援センターにおける虐待対応・虐待の未然防止の機能に加え、緊急保護、生活指導、行動観察、学習指導等といった一時保護の機能を併せ持つ児童相談所を整備し、深刻な事例の発生から子どもを守る体制を整えます。

- 児童虐待の対策の強化
- 児童相談行政の一元的かつ総合的な整備
- 児童相談所と子ども家庭支援センターの二つの機関体制によるタイムラグの解消と対応の迅速化
- 一時保護所の設置

【現行】

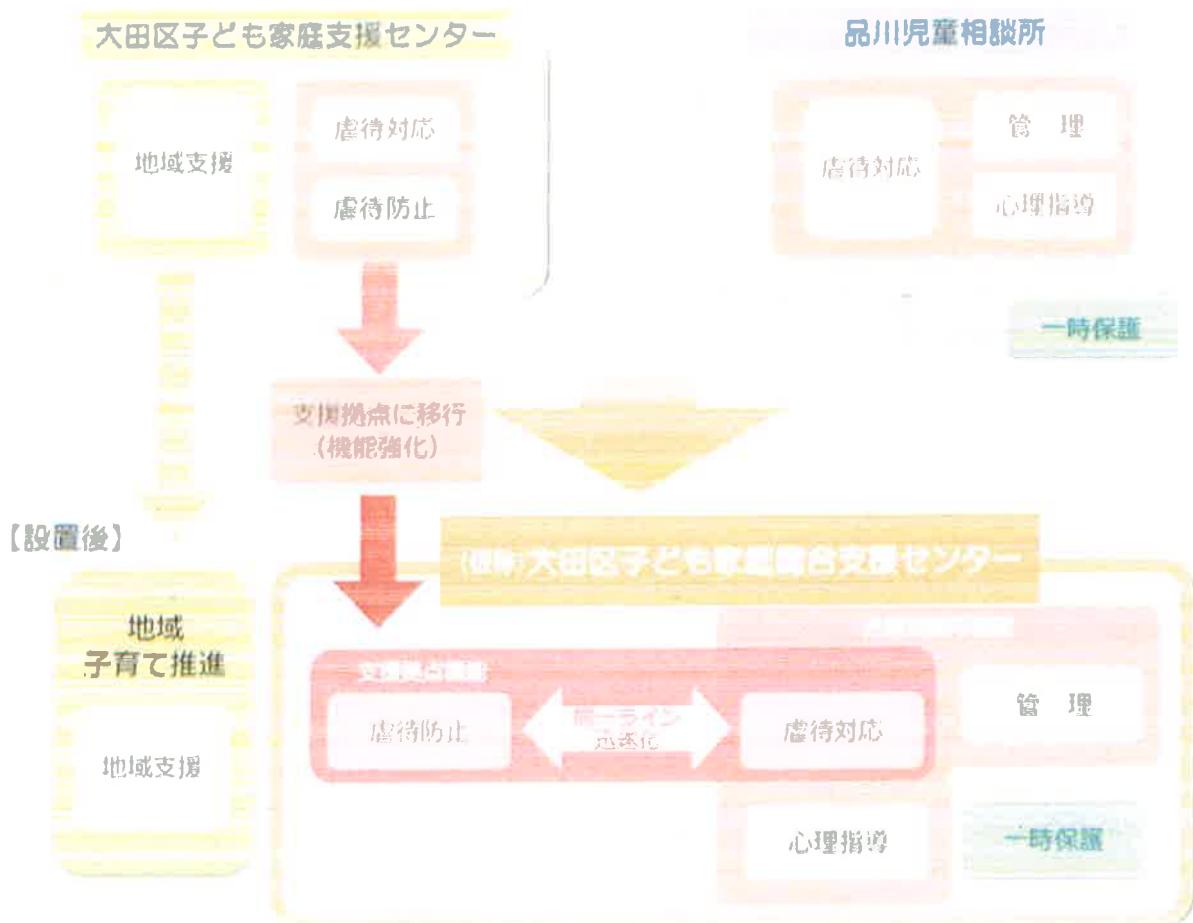


図 1-5-1 児童相談所設置前後の体制

5.2.3 3つの視点

「目指す姿」を実現するための取組み方針として、「3つの視点」を定めます。

(1) 子ども家庭支援センターの機能を最大限活用した一元的かつ総合的な支援

子ども家庭支援センターが培ってきた、虐待の初期対応と在宅支援サービスを基盤に置き、重篤な案件を担う児童相談所機能と一元化し、子どもと家庭を総合的に支援することで、あらゆる事態に対応できる体制を整備します。また、児童虐待に至る前の養育困難の状況で「寄り添い型」の家庭支援を実施し、虐待の重篤化を防止します。

(2) 関係機関との連携により未然防止に主眼を置いた虐待への対応

要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係機関や地域との連携により、孤立化する親子の不安を取り除き、虐待の未然防止を図ります。また、福祉や保育士、児童指導など多様な職種を擁する区の強みを活用し、「虐待をしない・させない」といった虐待の重篤化を防ぐ取組みを充実することで、一時保護や施設入所に至らない支援体制の構築を目指します。

(3) 安全安心な施設を基盤としたあらゆる子ども家庭相談の実現

施設建設に当たっては、センター利用者等の安全を確保した上で、子どもや家庭に関する様々な悩みや問題を受け止めることができるよう、ハード的な工夫のみならず、それぞれの児童の状況に応じた適切な対応など、ソフトの充実も踏まえた整備を進めます。

5.2.4 担うべき機能

(1) 市区町村子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援センター）

虐待の未然防止に向けた次の機能を担い、児童相談所の児童福祉担当と同一ライン上で、総合窓口としての機能を果たします。



(2) 児童相談所

専門的な知識及び技術を要する次の相談に応じ、調査（出頭要求・立入調査・臨検・捜索等）、診断（社会診断・心理診断・行動診断等）、判定、援助（在宅指導・児童福祉施設入所措置・里親等委託・家庭裁判所送致等）及び一時保護等を行います。



5.2.5 児童相談行政の体制

運営方針、3つの視点及び担うべき機能に基づき、「(仮称) 大田区子ども家庭総合支援センター」として一体的に整備し、そのイメージは次のとおりとします。

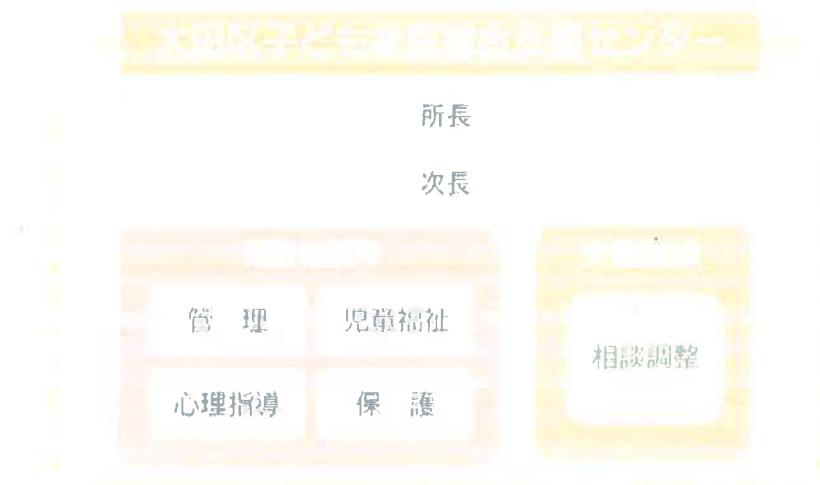


図1-5-2 「(仮称) 大田区子ども家庭総合支援センター」組織イメージ

(1) 所長及び次長

相談・通告に対して、対応の最終判断を行います。また、次長は所長の職務の補佐を行います。

(2) 児童相談所機能

1) 管理担当（庶務）

事務職で構成し、センターの管理・運営に関することや児童福祉施設に係る措置費支弁事務等に関することのほか、一時保護している子どもの所持品の引き取り、保管及び処分に関することなど総務部門を担います。

2) 児童福祉担当

児童福祉司及び児童福祉司スーパーバイザー（S V）により、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行うなど、児童の福祉増進を図ります。

3) 心理指導担当

児童心理司及び児童心理司スーパーバイザー（心理 S V）により、子ども及び保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって、子どもや保護者等に対し心理診断を行うとともに、心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行います。

4) 保護担当（一時保護所）

虐待や非行等により一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等一時保護業務全般を担うとともに、児童福祉司や児童心理司等と連携し、子どもや保護者への指導を行います。

(3) 相談調整担当（支援拠点機能）

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応、必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーカー業務までを行います。具体的には、養育困難家庭に対する養護相談や養育支援家庭訪問、要保護児童地域対策協議会に関する事務のほか、虐待防止の普及・啓発を担います。

(4) 非常勤職員等

常勤職員に不足する専門的スキルやノウハウを補い、円滑な児童相談所運営に資するため、医師、弁護士のほか一定の業務において非常勤職員の配置を検討します。また、調理など一部の業務について、業務委託を検討します。

5.2.6 児童相談所設置のメリットと目指すべき機能

(1) 設置のメリット

改正児童福祉法の成立により、特別区においても児童相談所を設置できることとなりました。区が児童相談所を設置するメリットは以下のとおりです。

住民に密着した基礎自治体による一元的かつ総合的な児童相談行政と、切れ目がない一貫した支援体制の構築

地域の関係機関との連携による見守り体制の充実

区の関係部署（保健・福祉・教育・児童等）が連携した幅広い支援体制と総合的なアプローチ

(2) 目指すべき機能

設置のメリットを踏まえ、区の児童相談所としての目指すべき機能について以下に挙げます。

虐待の認定ではなく子育て家庭に対する援助活動への入り口機能

家庭の困りごと発見機能

親子分離や一時保護に至らせない寄り添い型の在宅支援機能

予防活動の展開と重篤化の防止機能